

特別障害者手当・障害児福祉手当

精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする場合は、手当が支給されます。該当する障害やその程度は法律で定められており、障害の内容によって該当する基準は異なります。判定は、医師の診断書に基づいて行います。金額はすべて令和8年度の手当額です。支給月は5月、8月、11月、2月で前月までの3か月分をまとめて支給します。

■特別障害者手当

◎対象

精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあり、在宅で生活している20歳以上の人

◎手当の額 月額 30,450円

※本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合や施設入所または入院している場合は対象になりません。

■障害児福祉手当

◎対象

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にあり、在宅で生活している20歳未満の人

◎手当の額 月額 16,560円

※本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合や、施設に入所している場合、当該障害を支給理由とする年金を受給している人は対象になりません。

☎障害福祉課 (☎ 82-1159)



山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業

◎助成対象者

- 市民であり、市税の未納がないこと
- 助成対象となる工事について、市で実施している他の助成等を受けていないこと
- 前年度に、リフォーム工事について市から助成を受けていないこと

◎助成対象工事

- 自己の居住する自己所有の既存住宅の改修工事(老朽化、災害等による住宅の修繕、補修、設備改修および模様替え)で、市内に主たる事務所を有する施工業者に依頼して行う工事
- 助成金内示額決定前に着手していない工事で、申請受付期間内に交付申請を終え、令和9年3月1日(月)までに工事を完了し、完了届を提出できる工事
- 助成対象工事費用(消費税および地方消

費税を含まない)が10万円以上の工事
※災害については、解体工事も対象です。(り災証明添付のこと)

◎助成金支給額

助成対象工事費用(消費税および地方消費税を含まない)の10%を乗じて得た金額(1万円未満切り捨て)

◎助成上限額 7万円

◎申請期限 令和9年1月29日(金)

※ただし、予算額に達した時点(先着順)で受付を終了します。

◎申請方法

- 申請先に備付けの申請書に記入し必要書類を添えて提出【WEB申請】
 - WEB申請サービスで申請
- ※申請書等は市ホームページからダウンロードできます。【市HP】



☎建築住宅課 (☎ 82-1166)